松の浦別邸　宿泊約款

（適用範囲）

第１条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。２．当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

（１）宿泊者名

（２）宿泊日及び到着予定時刻

（３）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による）

（４）その他当館が必要と認める事項

２． 宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（食物アレルギーに関して）

同一厨房で様々な食材を使用しているため、調理器具等を食材ごとに専用のものを使用していません。このため、原材料として使用していない食材が微量に混入することを確実に防止する事はできない事をご了承ください。アレルゲン除去に努めた料理を提供させて頂きますが、アレルゲンの除去を保証するものではございません。アレルゲンの除去が保証されないとお困りのお客様、「ごく微量」のアレルギー物質の摂取によってアレルギー反応を発症する可能性のあるお客様におかれましては、お客様の安全を優先し食事の提供をお断りすることがございます。その場合、ご自身での安全な食品と器の持ち込みをお願いしております。 当館では「ごく微量」のアレルギー物質の摂取によるアレルギー反応を発症する基準をアレルギー検査（血中抗原特異的 IgE 抗体検査）のクラス（スコア）4.5.6 とします。これ以外のアレルギー検査につきまして、当館では判断できないものとして処理します。アレルギー検査（血中抗原特異的 IgE 抗体検査）のクラス（スコア）1.2.3 でも予想以上の症状が出てしまう場合がございます。その場合もお客様の安全を優先し食事の提供をお断りすることがございます。

アナフィラキシーを発症する恐れのあるお客様につきまして、エピペンを持参してご来館下さい。以上を踏まえ、食事の御利用に際しては、お客様の最終的判断があったものといたします。

（宿泊契約の成立等）

第３条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

２．当館がインターネットサイトに誤った宿泊金額を提示し、又は電話で誤った宿泊料金を案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉である時は、当該料金につき「限定」「特別」「キャンペーン」などの低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾である事から、宿泊料金は無効とさせて頂き、速やかにその旨の通知を差し上げます。

３．当館は宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客から頂いた連絡先に予約確認の電話を差し上げる事があります。

４． 第１項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

５． 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。

６． 第２項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

７．過去に取消料の支払請求に対して未払いのある場合、次回の予約締結時に次回の宿泊料相当の申込金と未払の取消料を申し受けます。支払期限は、次回宿泊予約締結日より3日以内とします。期限までに支払い無き場合は予約を自動解約とさせて頂きます。

（申込金の支払を要しないこととする特約）

第４条 前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

２． 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第５条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（１） 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

（２） 満室により客室の余裕がないとき。

（３） 当館が宿泊客から過重な負担となる要求を求められる場合。

（４） 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（５） 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

（６） 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（７） 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

（８） 宿泊しようとする者が、伝染病者又は感染病者であると明らかに認められるとき。

（９） 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（10）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（11）滋賀県旅館の衛生措置の基準に関する条例７条の規定する場合に該当するとき。

（12）宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

（宿泊客の契約解除権）

第６条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２． 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第２に掲げるところにより、取消料を申し受けます。

ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

３． 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第７条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（１） 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（２） 宿泊客が当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。

(3)　宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
　イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
(4)　宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(5)　当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
(6)　宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7)　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(8)　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(9)　滋賀県旅館の衛生措置の基準等に関する条例7条の規定する場合に該当するとき。
(10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
(11) 宿泊契約成立後に第5条(11)に定める事が判明した時
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊規約を解除したときは、その解除事由が前項(8)及び(9)による時は宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由による時は、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も違約料としてお支払い頂きます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
(2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に替わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
(2) 超過6時間までは、室料相当額の60%
(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設などの営業時間は次のとおりとし、その他の施設などの詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
(1)フロント・キャッシャー等サービス時間:
イ 門　限　　24時
ロ フロントサービス　　午前8時00分から午後8時00分
(2)飲食等(施設)サービス時間:
イ 朝　食　午前7時30分から午前9時00分
ロ 夕　食　午後6時00分から午後7時15分
(3)その他の飲食等サービス時間:
イ ラウンジ　午前7時00分から午前11時00分
　　午後3時00分から午後12時00分
(4)附帯サービス施設時間:
イ 売店　午前8時00分から午後8時00分
2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を 与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2.当館は15万円以上の現金又は時価15万円相当以上の物品はお預かりできません。
3. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。
4.当館は、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のある時であっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
(1)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CDロム、光ディスクなど情報機器(コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器で直接処理を行える記憶媒体に記録されたものを含みます)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあって は前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第１８条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

（ワンちゃんについて）

◎ワンちゃん同士でトラブルが発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。

◎ノミ・マダニの駆除対策を済ませて頂くこととしておりますが、万が一、未駆除にてご利用された場合、その後にかかる客室内、館内を含む駆除費、客室使用停止によって発生する休業の損害を賠償していただきます。

◎５種以上のワクチン接種、狂犬病予防接種を済ませて頂くこととしておりますが、万が一、未接種により、トラブルが発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。

◎客室内、館内にて粗相をされた際、それに対する清掃・クリーニングに係る費用を申し受けます。

◎館内の備品類、設置品を破損された場合は、それに係る費用を申し受けます。

◎ワンちゃんを客室に残し、万が一事故が発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。

◎ワンちゃんの食事時に於けるトラブルや事故について、当館では一切の責任を負いかねます。

◎ワンちゃんの安全確保はお客様にてお願い申し上げます。

◎ワンちゃんが他のお客様や当館従業員に怪我を負わせた場合、治療や賠償にかかる費用をご負担いただきます。

万が一、トラブルや事故が発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。

別表第１ 宿泊料金の算定方法（第２条第１項及び第１２条第１項関係）

宿泊客が支払うべき総額
□宿泊料金 内訳：基本宿泊料（室料＋朝・夕食）
□追加料金 内訳：追加飲料（朝・夕食以外の飲食料）及び その他の利用料金
□税金 内訳：イ．消費税 ロ．入湯税

１．基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表によります。

２．子供料金は小学生以下に適用し、小学生は大人料金の80％、幼児（3歳～小学生未満）は50％をいただきます。

乳児（3歳未満）については、1名様5,000円（税別）をいただきます。

別表第２ 違約金（第６条第２項関係）

契約解除の通知を受けた日					
予約日	不泊・当日	前日	3日前	７日前	14日前
通常時	100%	50%	30%	20%	10%

※但し、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の日程は年によって異なります。詳細は直接施設にお問い合わせください。

契約解除の通知を受けた日			
不泊・当日	前日	7日前	30日前
100%	50%	30%	20%

（注）１．％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

２．契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく1日分（初日）の違約金を収受します。

３．団体客（１５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の１０日前（その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の１０％（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

４．取消料の支払期限は、請求日より最大二週間とします。

（管轄裁判所と準拠法）

第19条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

２ 当館の約款は正文を日本語とする。